

酒田市ふるさと納税返礼品の募集について

1 目的

ふるさと納税制度の推進を図るとともに、酒田市の特産物等のPR、販売促進と地元産業の活性化に寄与することを目的として、酒田市へのふるさと納税者に対し贈呈するお礼の品（以下「返礼品」という）の募集を行うものです。

2 募集要件

（1）協力事業者について

次の条件を全て満たすことが必要です。

- （ア）各種法規等に沿った生産・製造・サービスを行っていること。
- （イ）酒田市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所または工場がある法人・団体または個人事業者であること。
- （ウ）代表者及び従業員等は、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団等の構成員等ではないこと。
- （エ）申込時に、市税等の滞納がないこと。
- （オ）個人情報の取扱いを厳重に行えること。

※ただし、酒田市が契約するポータルサイトの運営事業者が返礼品を提供する場合など、酒田市が必要と認める場合は、上記によらず別途協議により決定する。

（2）返礼品について

次の条件を満たしている商品・サービス等であることが必要です。

- （ア）酒田市の魅力を発信できる商品・サービス等であること。
- （イ）酒田市内で生産、製造、加工されているもの、酒田市内で生産されたものを主要な原材料として使用しているもの、酒田市内で提供されるサービスであるもののいずれかに該当すること。
- （ウ）品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。
ただし、季節商材等、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱う場合もある。
- （エ）飲食物については、原則発送後7日間以上の賞味期限が保証されること。
- （オ）商品情報（使用原材料等）の開示が可能であること。

（3）返礼品の金額区分

返礼品は、寄附金額に対して3割以内の価格の商品・サービス等である必要があります。当該返礼品の対象となる寄附金額は、返礼品価格に応じて1,000円単位で酒田市が設定します。

例 3,000円の商品・サービス等の場合・・・寄附金額10,000円

4,000円の商品・サービス等の場合・・・寄附金額14,000円

※ 返礼品の価格には「商品代・サービス代」、「梱包代」、「消費税」等のすべてを含むこと。

※ 送料は酒田市が負担する。

※ 返礼品の初期不良による補償などは、協力事業者の負担とする。

3 返礼品協力事業者のメリット

- (1) 酒田市が契約するふるさと納税インターネットサイトに、返礼品の画像、商品名、企業名などの情報を掲載します。
- (2) 返礼品発送の際に、自社商品カタログ、チラシ等を同梱してPRができます。
- (3) インターネットを通じた物販に関する専門的なアドバイスを受けることができます。

4 返礼品発送管理委託業者

効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応等に万全を期すため、返礼品の発送管理を次の事業者に委託しています。

「ふるさとチョイス」・「ANAのふるさと納税」・「ふるぽ」・「ふるなび」・

「au PAY ふるさと納税」からの申し込み

→株式会社 チャンピオン

〒998-0874 酒田市四ツ興野 430 TEL：0234-23-1333 FAX：0234-26-1339

「楽天ふるさと納税」からの申し込み

→株式会社 平野新聞舗

〒998-0032 酒田市相生町 2 丁目 3-25 TEL：0234-21-2120 FAX：0234-21-2123

「さとふる」からの申し込み

→株式会社 さとふる

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目 2-1 京橋エドグラン 13 階

TEL：03-6262-7415 FAX：03-6262-6146

5 申込方法

酒田市ふるさと納税返礼品登録申込書に必要事項を記入し、登録シート、楽天商品ジャンル登録シート、事業者情報入力用フォーマット、返礼品等の写真3枚以上を添えて、下記まで持参または郵送、メールにて提出してください。書類等の受理後に、酒田市から打合せ日程調整の連絡をいたします。

※「酒田市ふるさと納税返礼品登録申込書」等の関係書類は市ホームページからダウンロードできます。ご不明な場合は、下記担当までご連絡ください。

【申込み・問合せ先】

酒田市地域創生部交流観光課 ふるさと納税係

〒998-0044 酒田市中町 1 丁目 4-10 中町庁舎 3 階

TEL：26-5736 FAX：28-8711 Mail：furusato@city.sakata.lg.jp

6 その他留意事項

- (1) 返礼品登録の可否については、申込書の内容等を総合的に判断したうえで、掲載サイトを含めて酒田市が決定します。
- (2) 返礼品は、寄附申込時に寄附者から選択された場合に提供いただきます。寄附者から選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 登録された返礼品を変更・削除する場合は、事前に酒田市までご相談ください。
- (4) 返礼品の品質等に関する苦情等があった場合は、協力事業者の責において、解決に向けて真摯に対応してください。
- (5) 登録された協力事業者及び返礼品が「2 募集要件」に定める事項に適合しなくなると認める場合は、当該協力事業者の登録や返礼品の調達を中止します。